

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和5年3月23日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 高橋 隆 3番 山岸 誠
4番 黒澤 ちよ子 5番 本間 仁一 6番 青木 憲一
8番 伊藤 圭一 9番 神尾 篤志 10番 朝倉 善則
11番 鈴木 正徳 12番 渡沢 寿 13番 安達 芳紀
3. 欠席委員 7番 浅野 厚司
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 安部 浩二
同 上 事務局長補佐 山内 美穂
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第2号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7 議第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8 議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9 議第11号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第10 議第12号 令和5年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について
日程第11 承第1号 事務局職員の任免について

6. 会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和5年3月17日付け南農委告示第3号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、12名であります。なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、7番 浅野厚司委員の1名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立します。ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

4番 黒澤ちよ子委員、5番 本間仁一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員

4番 黒澤 ちよ子 委員

5番 本間 仁一 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとするにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第2号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、報第2号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年2月27日付け農第900号で、南陽市長から本委員会に対し、3月1日付けで5件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第2号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が13件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第3号について、ご説明申し上げます。
議案書は3ページから5ページになります。

1番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の畑 95㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外13筆の田 合計20,854㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さん外1名と▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ の田 985㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

4番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計4,814㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

5番につきましては、賃貸人 お亡くなりになった▲▲の■■■■さんの相続人 ■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外6筆の田 合計5,289㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

6番につきましては、賃貸人 お亡くなりになった▲▲の■■■■さんの相続人 ■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計3,045㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

7番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆の田 合計3,388㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

8番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆 田が2,172㎡、畑が142㎡ 合計2,314㎡を、所有権移転するため、合意解約するものです。

9番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆の田 合計518㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

嶋貫農地係長

10番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1,110㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

11番、12番につきましては、円滑化事業の解約になります。円滑化団体の■■■■を介した、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計6,903㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

13番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の畑 合計4,606㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

以上です。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

13番
（安達芳紀委員）

3ページの1番から3番について、■■■■さん絡みでの解約についてです。■■■■さんは農地所有適格法人の認定を受けてから2年くらいしか経っていないと思いますが、なぜ解約になったのか。差し支えなければ理由を教えてください。

嶋貫農地係長

■■■■さんですが、農地所有適格法人にはなれない一般の法人ですので、解除条件つきという形で、賃貸借だけできる法人という形で参入されています。解約の理由としては、聞き取りしたところ、田んぼの方の採算が取れないというところがあって、法人として、田の方で農業経営をしていくことが難しいという経営判断に至ったようです。畑を借りている部分はまだ3,000㎡程残ってしまっていて、そこで野菜関係、施設園芸等を含めながら農業部門は残しつつ田の部分は縮小したいということで、今までも一緒に耕作をしてくださっていた■■■■さんにお返しをする形に至ったという経過です。

13番
（安達芳紀委員）

その農地は■■■■さんが耕作することになるということですか。

嶋貫農地係長

そのように伺っております。■■■■さんの方でも、■■■■さんと一緒に今まで作業してきた農地をご自分の農地に戻していただくと捉えていらっしゃるようです。

なお、1番の■■■■さんの農地は面積も小さく、作付もなかなかできないような土地だったので、これを機に整理をするという経過のようでございます。

13番
（安達芳紀委員）

分かりました。

議長（高橋会長）

すると、畑だけの参入となる訳ですか。

嶋貫農地係長

はい。畑は残して経営していく計画のようです。

議長（高橋会長）

分かりました。
他にございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、報第3号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第8号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第8号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転6件、賃借権設定1件、使用賃借権設定3件、合計10件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第8号について、ご説明申し上げます。
議案書は6ページから8ページになります。
はじめに、6ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計653㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外3筆の田が2、172㎡、畑が142㎡、合計2、314㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の田 786㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外2筆の畑 合計1,131㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 160㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計346㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
次に、7ページをご覧ください。賃借権移転の申請となります。
7番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計10,135㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、物納となっております。

嶋貫農地係長

次に、8ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

8番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外22筆の田が20,413㎡畑が8,220㎡ 合計28,633㎡を再設定の20年契約となっております。

9番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計1,929㎡を新規の12年5カ月契約となっております。こちらは既に使用貸借を設定されている期間の変更になりますので、期間が中途半端になっています。

10番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1,572㎡を新規の10年契約となっております。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、1番の現地調査について、3番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

3番

3月21日に現地調査をしてまいりました。

（山岸誠委員）

申請地は全てが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長）

次に、2番及び4番、5番の現地調査について、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

12番

3月の22日に現地調査をしてまいりました。

（渡沢寿委員）

2番は、前から耕作されているところですので問題はありません。4番と5番ですが、▲▲と▲▲のところは少し荒れたような状態でしたが、■■■■さんの畑の周りですので、今後耕作していただけるのではないかと、思っ見てまいりました。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、3番の現地調査について、鈴木雄一推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

鈴木雄一委員より、3月20日に報告をいただいております。

両方の筆とも、田にはなっておりますが、作付けはされていませんが、草刈等の管理はされていると確認いただきました。

議長（高橋会長）

次に、6番の現地調査について、松田繁徳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

本日、松田委員より電話でご報告を頂戴しております。

両方の筆とも、■■■■さんの園地に隣接する土地になってございまして、作付け等はされていませんが、草刈り等の管理はされていて、今後利用する見込みがあるということでご報告をいただいております。

議長（高橋会長）

次に、7番の現地調査について、倉田健三推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

本日午前中に、倉田委員とご連絡をとらせていただきました。

申請地につきましては、昨年まで■■■■さんご本人が作付けをされていたところですが、令和5年作から■■■■さんに作っていただくというところで、去年まで作付けされていた田であると確認していただきました。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは始めに、議第8号 所有権移転2番及び4番、5番の3つの案件について、審議いたします。

ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長（高橋会長）

これより本案件について審議に入りますが、一括して審議することに、ご異議ございませんか。

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの3つの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子復席……………

議長（高橋会長） 次に、使用貸借権設定8番の案件について、審議いたします。
ここで、13番 安達芳紀委員の退席を求めます。

……………安達芳紀委員退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、13番 安達芳紀委員の復席を求めます。

……………安達芳紀委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、ただいまの議事参与案件となった4件を除く、所有権移転3件、貸借権設定1件、使用貸借権設定2件の計6件の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第4条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第9号について、ご説明申し上げます。
議案書は9ページになります。
1番につきましては、▲▲の■ ■ ■ ■さんが、▲▲字▲▲の畑 193㎡について、一般住宅を建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第1種農地と判断でき、原則転用許可できない農地ですが、例外規定の集落に接続する住宅に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長） ここで、1番の現地調査について、10番 朝倉善則委員より、報告をお願いします。

10番
（朝倉善則委員） 3月17日に、私と鈴木正徳委員、安部事務局長、嶋貫農地係長の4名で現地を確認してまいりました。
何も問題がないことを確認しております。

議長（高橋会長） お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

- 議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 安部事務局長 ただ今上程されました、議第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第10号について、ご説明申し上げます。
議案書は10ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから ▲▲字▲▲ 畑 238㎡を所有権移転し、アパートの雪押場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。
- 議長（高橋会長） ここで、1番の現地調査について、11番 鈴木正徳委員より、報告をお願いします。
- 11番
（鈴木正徳委員） 3月17日に、私と朝倉善則委員、安部事務局長、嶋貫農地係長の4名で5条1件の現地調査を行いました。
この案件については申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。
- ……………なしの声……………
- 議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9議第11号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第11号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和5年3月13日付け農第1006号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、所有権移転1件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第11号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は11ページからで、14ページの総括表をご覧ください。
所有権移転が1件で、計画面積が畑1，549㎡となっております。
15ページをご覧ください。
所有権移転につきまして、ご説明を申し上げます。
1番について、▲▲の■■■■さんと同じく▲▲の■■■■さんとの間で、▲▲字▲▲の畑1，272㎡外2筆の合計1，549㎡について、所有権を移転するものです。
以上でございます。

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第10 議第12号「令和5年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第12号「令和5年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、来年度の南陽市農業委員会活動の方針等を策定するため、「基本方針」、「活動方針」及び「活動計画」をご提案するものであります。
なお、この方針案につきましては、振興専門委員会において原案を作成し、最適化推進会議でご検討いただいたものでございます。
ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第12号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は16ページからになります。
令和5年度南陽市農業委員会活動方針（案）等につきましては、これまで振興専門委員会で協議、作成しました原案を、1月、2月の運営委員会及び最適化推進会議で協議、承認いただき、本日、総会にご提案申し上げます。
それでは、17ページをご覧ください。

初めに活動方針（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

1 番の基本方針については、農業を取り巻く環境と昨今の自然災害やコロナ禍による影響等、直近の農業情勢を記載し、このたびは新たに、下から4行に「農業委員会としての責務と役割を認識し、未来に希望の持てる儲かる農業、攻めの農業経営を目指し関係機関と連携して農業振興の発展に向けて活動を進める。」文言にまとめております。

2 番の活動方針につきましては、農業委員会として大きく変わることはありませんが、人・農地プランが市町村策定の地域計画として法定化されたことを受けて、⑤に新たに、農業委員会で目標地図の素案作成に向けた意向把握に取り組む項目を設けました。

その他の項目については、前年度と同様の方針で進めてまいりたいと考えております。

続きまして、18 ページをご覧ください。

活動計画（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

活動計画は、農業委員会として大きく変わりませんが、19 ページのⅡ農地関係調整事務事業の3に新たにタブレット端末の有効活用に関する記載を追加しました。また、Ⅲ農政、農業振興関係事務事業の③に、17 ページの2 活動方針の⑤と同じく、目標地図の素案作成に向けた意向把握に取り組む項目を追加しております。

山内事務局長補佐

その他、引き続き次年度も、今年度同様の活動を進めていく内容になっております。

以上です。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、原案のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第11 承第1号「事務局職員の任免について」を上程いたします。

ここで、事務局長以外の職員の退席を求めます。

…………事務局職員退席…………

安部事務局長

ただ今上程されました、承第1号「事務局職員の任免について」の提案理由を申し上げます。

事務局職員の任免につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項で、農業委員会が任免すると規定されております。

このことから委員会の承認を求めるものでございます。

なお、職員への内示につきましては、明日24日の午後となっておりますので、それまでの取り扱いについては、ご配慮を賜りたいと存じます。

内容につきましては、会長より申し上げます。

議長（高橋会長）

それでは、私より申し上げます。

本日、市長より内示がございました。

結果につきましては、別紙のとお覧しますので各自ご覧ください。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声が有りますので、承第1号は承認いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

ここで、事務局職員の復席を求めます。

……………事務局職員復席……………

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和5年3月17日付け南農委告示第3号をもって招集いたしました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時6分）